

# もりおか事務所報酬規程（税理士報酬）

\* 税抜きの金額表記になっています。別途消費税が発生します。

1の申告書作成報酬に、2の特例規定分を加算した金額となります。

## 相続税

### 1 申告書作成報酬

①基本報酬と、②遺産の金額に応じる加算報酬の合計額となります。

① 基本報酬 200,000円

② 遺産の金額に応じる加算報酬

遺産の金額	報酬の計算	加算報酬の合計（注）
1億円以下の部分	左記金額×0.5%	（例）遺産1億円の場合 50万円
1億円超～3億円以下の部分	左記金額×0.4%	（例）遺産3億円の場合 130万円
3億円超～5億円以下の部分	左記金額×0.3%	（例）遺産5億円の場合 190万円
5億円超～10億円以下の部分	左記金額×0.2%	（例）遺産10億円の場合 290万円
10億円超の部分	左記金額×0.15%	（例）遺産15億円の場合 365万円

\* 遺産の金額は、特例適用による評価減額、債務・葬儀費用を控除する前の金額です。

（例）遺産の金額5億円の場合の報酬計算例 → 加算報酬 190万円

1億円以下の部分 1億円×0.5% = 50万円

1億円超～3億円以下の部分 (3億円 - 1億円) × 0.4% = 80万円

3億円超～5億円以下の部分 (5億円 - 3億円) × 0.3% = 60万円

### 2 特例規定

次に該当する場合は、事前の合意により、上記1の報酬に別途加算を行います。

- (1) 共同相続人が4人以上の場合、4人目から1名につき税務代理報酬の5%相当額を加算します。
- (2) 自社株の評価がある場合、別途評価報酬（5万円～）を申し受けます。
- (3) 物納の申請を行う場合等は、事前相談の上別途報酬を加算します。

### 〈その他の事項〉

- ・報酬には、申告書・評価明細の控え1セット分を含みます。
- ・遠隔地への出張が生じた場合、別途交通費等の実費を申し受けます。
- ・上記の基準は、標準的な申告に適用されます。業務の難易度に比較して評価額の低い遺産（例：貸宅地、共有地等）が多く含まれる時は、別途報酬見積もりさせていただく場合があります。